

瀬戸内トラストニュース

第75号 2021年5月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

環瀬戸内海会議第32回総会 6.27(日) リモートで開催

開催日時 2021年6月27日(日) 13:00~

開催方法 リモート開催(会議用アプリ: ZOOM)

参加申込み Mail-Address kanseto@kodomo-no-mirai.com

参加ご希望の方は6月20日(日)までに上記アドレスにお申込み下さい。

折り返し、6月25日までに「招待状」をメール配信させていただきます。



ユキノシタ



2019年6月23日岩国市で開催された第30回総会

昨年の環瀬戸内海会議第31回総会は、新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、20年7月5日、リモート会議で開催しました。慣れない形式でしたが、約三時間、活発な議論が行われました。

今年も3月以降、新型コロナウイルス感染は緊急事態宣

言発出、「まん延防止等重点措置」の適用も効果なく、さらに感染力が強い変異型ウイルスが急増し、「第四波」到来の今日です。収束は見通せず、第32回総会もリモート開催とすることにしました。

昨年の開催予定地、広島県安芸津町・大崎上島は瀬戸内にあって、1970年代から「エネルギー」「CO₂」を視野にいれた石炭火電反対運動の先進地でした。その軌跡を辿ることは、環瀬戸の今後の運動にとって重要であると考えていますが、現状では訪問は困難と判断せざるを得ず、コロナ感染状況を見ながら、広島市等を会場に、安芸津町・大崎上島の方をお招きし学習討論会の開催を検討しています。



目次

瀬戸内法改正(1)	参議院付帯決議に「磯浜復元に努める」等を明記	末田一秀	2~5
瀬戸内法改正(2)	環境省は、生物多様性から瀬戸内海政策を見直すべき	湯浅一郎	6~7
《山口県》	伊方原発差し止め取り消しと東海第2原発差し止めに思う	那須圭子	8~9
《広島県三原市》	広島県三原市で建設が進む「本郷処分場」に対する取り組み	岡田和樹	10~11
《香川県 豊島》	全国初の訴訟 発電所の構造を争う! 豊島太陽光	石井 亨	12~13
《愛媛県砥部町》	2020年12月15日 県に署名を提出しました	土居立子	14
《愛媛県今治市》	瀬戸内の「海」を見つめて	井出久司	15
いんぷいおめーしょん	今年もやります 海岸生物調査		16

なデータ。環瀬戸と意見交換してはどうか」という質問もしてくれています。ちなみに小泉環境大臣の答弁は、「環境審でも NGO の意見を聴いた。現場の声を大切にしていきたい」というものでした。時機を見て徳永議員に場を設定してもらう道が開いたのではないのでしょうか。

結局、法案はこの日の審議、約 3 時間 40 分で採決に移り、可決されました。別記の付帯決議が採択され、環瀬戸が提案した 2 点（第 2 項の後半と第 6 項）が、ほぼそのまま採用されました。

これから始まる衆議院での審議へも働きかけを行う予定です。（2021 年 4 月 10 日）

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案に対する 附 帯 決 議

令和三年四月八日 参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩類増加措置による周辺環境への影響に係る事前調査や、モニタリングの充実に向けた必要な支援を行うこと。さらに、栄養塩類管理計画の変更に当たっては、機動的に対処できるよう、必要な措置を設けること。
- 二、藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藻場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。（注：太字・下線は編集部による）
- 三、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみといった漂流ごみ等の除去、発生抑制等に係る施策の実施に当たっては、地方公共団体、漁業者等による連携体制の構築の推進や、漂流ごみ等の処理費用に関する十分な予算の確保に努めること。あわせて、漂流ごみ等に係る各地域の環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。
- 四、瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、湾・灘協議会の拡充等も含めて、きめ細やかな取組を推進すること。また、瀬戸内海全域にわたる環境の状況を踏まえ、関係府県に対し、必要に応じて適切に助言等を行うこと。
- 五、瀬戸内海における栄養塩類と生物の多様性及び生産性との関係、気候変動の影響などについて引き続き科学的知見の充実に図り、水質の保全及び管理、気候変動影響への適応策などの必要な施策の実施に努めること。特に基本理念に明示された水温の上昇については、具体的な適応策を検討すること。
- 六、基本理念に掲げられている生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置くこと。
- 七、本法附則第三項による施行後五年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。

右決議する。

(資料) 意見具申案へのパブコメ結果

環瀬戸の意見概要	意見に対する中環審小委員会の考え方
本意見具申は、初めから、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律附則第2項に対応した昨年3月の答申をフォローするものとなっているが、それに限定するのではなく、2015年に初めて導入された基本理念にある「生物多様性の確保」という課題への対応方策を具体的に提言すべきである。 その中には、付帯決議の二「基本理念に掲げられた生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的施策を推進すること」、及び2016年に環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を活かすことが含まれるべきである。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、後段については3ページ目「(2) 自然海浜保全地区の指定対象の拡充等による藻場等の再生・創出の取組の促進」の記載を踏まえた制度の見直しにおいても対応できるものと考えております。 ペゴニア
生物の多様性及び生産性への影響について、「冬季に大型珪藻が優占するようになってきた背景要因の究明を含め」など、具体的な内容を含めて記述すべきである。	御指摘については、答申9～10ページ目において、「播磨灘、備讃瀬戸等においては、・・・も指摘されている」旨すでに記載されています。 なお、本意見具申案は、答申等を踏まえ、更に検討を加え、瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性を取りまとめたものです。
「再生・創出」の事業の一つとして、鉄鋼スラグや非鉄スラグの海への利用の実用化の促進等が考えられるが、鉄鋼スラグは人体に有害な六価クロム等重金属を含有し、産業廃棄物として管理型処分場に埋め立て処分されてきた産業廃棄物である。また、人工干潟・藻場再生事業の多くは、中長期的にはほとんどが失敗に終わっている。 このため、環境の「再生・創出」を削除し、「回復」を実現させるための方策の一つとして未利用埋め立て地を利用した磯浜復元などを盛り込むべきである。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。

(資料) 意見具申案へのパブコメ結果

環瀬戸の意見概要	意見に対する中環審小委員会の考え方
栄養塩類管理計画の策定に当たって、湾灘協議会での議論を義務付けるなど、関係者の協議、合意をもとに進めることを明記すべきである。	(考え方示されず)
湾灘協議会における協議内容として、府県計画の実施状況を報告し意見を聞くことを義務付けるべきである。 シャガ	御指摘については、地域からの発意により、地域の多様な主体が参加して、各地域が相互に連携できる場を活用して関係者との協議を図りながら進めていく必要があることから、設置や役割を義務づけるべきではないと考えています。 また、3 ページ目に「様々な主体の参画のもと広域的な課題についての府県の枠を越えた地域合意・連絡・協議等の場の設置に向けた取組が必要である」旨記載されており、まずは、地域合意・連絡・協議等の場の設置を支援しつつ、活用を進める必要があると考えていますので、御理解ください。
海洋プラスチックも含むごみ問題に対して「海岸漂着物等の除去の視点だけではなく、海岸漂着物等の発生抑制対策を推進していく必要がある」とすることは賛成である。しかし、これを具体化していくためには、例えば湾・灘協議会に、容器包装プラスチックや自動販売機の削減等を求め、プラスチックに依存しないための具体的な活動をしている市民団体を入れるべきである。	御指摘については、「府県域を越えて地域が一体となり協働して、発生抑制対策を推進するように努めることが適当である」旨記載されており、地域の多様な主体が参加して、各地域が相互に連携することが重要であると考えています。
パブコメ期間を年末年始の 15 日間にした事情や意味を説明していただきたい。パブコメ制度は広く一般から意見を募り、その意見を考慮することによって公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としており、本件が行政手続法の定める命令等の制定に当たらない任意の意見募集であるからと言って、広く意見を募るために原則 30 日以上とされている募集期間を短縮していい理由とはならない。	(考え方示されず)

環境省は、生物多様性から瀬戸内海政策を見直すべき

— 衆議院環境委員会の審議へ向けてのロビー活動 —

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎

４月８日の参議院環境委員会での審議及び付帯決議を踏まえて、衆議院での審議に求める質問内容を文書化し、４月１９日、立憲民主党の衆議院環境部会に送付した。その上で、４月２１日、立憲民主党衆議院議員の生方幸夫環境部会長、堀越啓仁事務局長に面談し、阿部、湯浅２人でレクチャーする機会を得た。これは、阿部共同代表が、辺野古埋め立てに関わる防衛省・厚生省交渉のため上京する機会を利用して実現した。



当初、４月中にも衆議院で成立するとみられていたが、現時点で衆議院の審議は行われていない。しかし、先議となった参議院環境委員会で大方の議論は済み、参議院としての全会一致の付帯決議が出ていることから、ここでは参議院の質疑に見える政府答弁の問題点を整理しておく。

（１）生物多様性の確保

徳永議員が、２０１５年に初めて導入された基本理念「生物多様性の確保」に対してこの５年間どのような対応をしてきたのかと質問した。これに対し山本大気環境局長は、「平成２７～２９年度、２５年ぶりに衛星画像による藻場・干潟調査を行った。また１０年ぶりとなる底質及び底生生物調査をした。底生生物調査は過去３回行っているが、比較したところ、多くの地点で種数や個体数の増加、無生物地点の解消などがみられている」と答弁した。

しかし、これらは、この間、断続的に実施してき

た調査の一部に過ぎず、「生物多様性の確保」という課題に対応して実施した調査とは言えない。この課題に対応しようとするれば、１９６０年代初めからの戦後の高度経済成長以降の約６０年間に瀬戸内海に対して行ってきた全体の営為を包括的に振り返る作業を通してしか認識できない。徳永委員は、環瀬戸内海会議が提供した元環瀬戸顧問である藤岡さんの呉海岸生物調査の経年変化図（７頁）を念頭に、中長期的視点で生物多様性の変遷を議論すべきことを提起したのだが、環境省には、それにこたえる意思は微塵もなかった。実は、２０１２年中央環境審議会の答申には、この図が「数少ない長期的な観測」として引用されているのである。

「生物多様性の確保」を重視すれば、生物多様性国家戦略に照らして瀬戸内海における生物多様性の現状をどう捉えるかという課題が浮上する。小泉大臣も、冒頭あいさつで、トーマス・フリードマンの『次のパンデミックに対する最高のワクチンが、生物多様性の確保である』との見解を引用しながら、「COP15（生物多様性条約第１５回締約国会議、今年１０月に中国の昆明で開催予定）での『ポスト愛知目標』の策定に貢献し、２０５０年ビジョン『自然との共生社会』に近づいていくために貢献していきたい」と述べた。我々が提起して盛り込まれた付帯決議６（３頁参照）は、小泉大臣と同じ問題意識にたっている。しかし、その立場や思想は今回の瀬戸内法改正に盛り込まれていない。

「生物多様性の確保」を最重要課題と考えるのであれば、環境省は、例えば上関原発予定地の山口県上関町の田ノ浦海岸埋立て計画は中止すべきとするなど、生物多様性の低下をもたらすことが明らかな事業に対し毅然とした措置をとるべきである。

(2) 栄養塩類管理計画

徳永議員は、「ノリの色落ちや漁獲高の減少は、栄養塩類の不足だけではなく、海水温の上昇や埋立による藻場の喪失など複合的な要因ではないのか？ 栄養塩を増やした時、それが、ノリ生産に直結する保証はあるのか？ 冬季に、ユーカンピア属といった大型珪藻類が増殖してしまう現象を抑えられる見込みはあるのか？」と問うた。これに対し、神谷政務官は、「委員の心配も当然でございまして」とした上で、2020年3月の答申では「播磨灘、備讃瀬戸等では、植物プランクトンの種組成の変化により、冬季に大型珪藻（ユーカンピア属）が多く発生するようになり、栄養塩類をめぐる競合が起きている。そのために、色落ちが発生したとされている。」また播磨灘では「栄養塩類、植物プランクトン、動物プランクトン等の餌環境といった低次生態系の変化が影響を与えている可能性がある」と答弁した。食物連鎖の構造が変化し、栄養塩が次のステージに行かず、ショートしてしまっていることを意味する。言葉としては、「順応的な管理プロセス」として、柔軟に対応できそうな印象を与えているが、中身はない。これは、問題が極めて深刻な状態であることを示している。

(3) 湾・灘協議会

徳永議員による湾・灘協議会の設置状況に関する質問への答弁は、「現在5県7協議会ができています」としたただけである。「湾・灘」全体を対象とし

た協議会は今現在、存在していない。例えば大阪湾の場合、兵庫県と大阪府が整合性のとれた計画を策定して、協調して施策に当たるべきだが、現在、大阪府に湾・灘協議会はない。複数府県にまたがる場合の湾・灘に対する協議会のあり方をどう考えるのかが問われたままで、今回の法改正にはその対処方法が示されていない。瀬戸内法において必置の協議会とし、栄養塩類管理計画の策定についても湾・灘協議会の意見を聴く規定にすべきであろう。その際、地方自治に配慮しつつ、近畿、中四国環境事務所が果たすべき役割があるはずである。



5月28日、衆議院の審議で本改正法は採択されると見込まれる。今後の施策に当たっては、上記の問題点を念頭に、全会一致の参議院付帯決議の履行を監視しつつ、環境省が、「生物多様性の確保」という理念を最重要課題として位置づけ、瀬戸内海の実環境保全政策を見直すよう求めていく取り組みが求められている。（2021年5月15日）

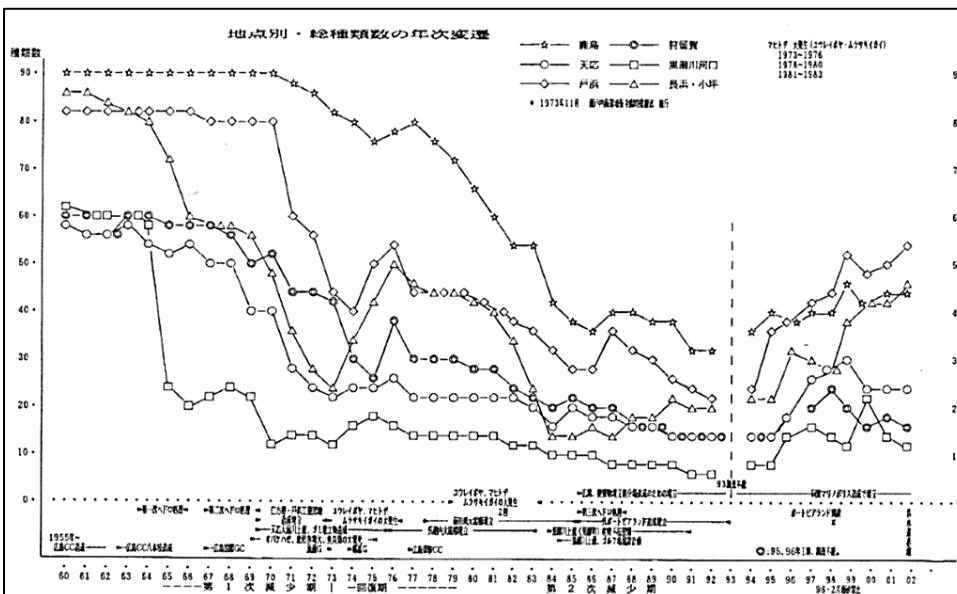


図 広島県呉市周辺
6 定点における海岸生
物種類数の経年変動

出典：湯浅一郎、藤岡義隆「瀬戸内海における海岸生物の長期変遷と指標生物」、第3回海環境と生物及び沿岸環境修復技術に関するシンポジウム発表論文集、113-118、2004年

伊方原発差止め取消しと東海第 2 原発差止めに思う

「伊方原発をとめる山口裁判の会」 共同代表 那須圭子



去る3月18日、東の水戸地裁と西の広島高裁でほぼ同時に出了された原発裁判の判決は、くっきりと明暗を分けました。

伊方原発 3 号機の運転を差し止めた昨年 1 月の広島高裁の抗告審決定に対して四国電力が申し立てた異議審の決定は、市民が民事で原発を差し止める道を閉ざそうとする、史上最悪のものでした。地裁で原発が差し止められ、後に高裁でそれが覆されるというのはよくあるパターンかもしれませんが。けれど今回は、昨年広島高裁が「伊方原発から 2 キロ以内に活断層が有る可能性」を認めて差し止めたものを、同じ高裁が、裁判長は交代したとはいえ残り 2 人の裁判官は昨年と同じ人物でありながら、「伊方原発から 2 キロ以内に活断層は無い、とした四国電力の調査に不合理な点は無い」と真逆の決定を下したのです。2 人の裁判官はたった 1 年で考え方が 180 度変わったのでしょうか？これには私たち住民側の弁護団も「奇異というほかない。はたして合議が機能したのか」と驚きました。

今回の決定の一番の問題点は、もし原発に深刻な影響を与えるような大規模自然災害が起こり住民の命や健康が脅かされると言うなら、専門家の

意見が分かれている場合、裁判所は専門的知見を持っていないから、その具体的危険を立証する責任は住民側にあるとした点です。これは立証責任を国に負わせた伊方原発最高裁判決(1992年)にさえ反した考えで、要するに、住民側が民事裁判で原発を差し止める道を閉ざしたことになります。弁護団の解説によれば、悪い意味で、判断の“新しい枠組み”を採用したのだそうです。

また国が行った「中央構造線断層帯長期評価(第2版)」は「中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要…(中略)…今後の詳細な調査が求められる」としているにも関わらず、広島高裁は四国電力が実施した海上音波探査によって「中央構造線は活断層でないことは明らか」としました。火山についても、「専門家の間で意見が分かれており、阿蘇山が伊方原発の安全性に影響を及ぼすような噴火を起こす可能性が高いとは言えない」とし、「もし原発に深刻な影響を与えるような地震や火山噴火が発生すると言うなら、裁判所は専門的知見を有していないので、住民側にその疎明責任がある」と、出来るはずのないことを求めてきました。私たちの弁護団は「噴火の可能性が具体的に高いことを立証することなど事実上不可能であり、司法は職責を放棄したに等しい」と呆れています。

避難計画についても同じように、広島高裁は「避難計画の不備により具体的危険があると言うなら、過酷事故の危険を住民側が疎明せよ」としました。深層防護の考え方を否定し、たとえ万が一の備えを欠いていても原発を運転してよいと認めているに等しいのです。住民側の弁護団は「あ

らゆる立証責任を住民側に求めるという、今までにない最悪の決定だ」と憤りました。



私がとても不思議に思ったのは、「裁判所は科学の専門的知見を持たないから」と繰り返すわりに、「四国電力の行った調査で十分である」とか、「中央構造線は活断層ではない」などと断言している点です。

一方、同じ18日に「東海第2原発差し止め訴訟」で水戸地裁は、「避難計画がきわめて不十分で、住民の人格権を侵害する具体的な危険がある」と原発に差し止めを命じました。

これを聞いて私が思い出したのは、今から10数年前に上関原発建設計画について山口県庁に申し入れに行った際のことです。私が「原発を建てるために海を埋め立てると言うなら、完璧な避難計画を作ってから言うべきではないですか？」(完璧な避難計画など絶対に作れないと承知した上で言ったのですが…)と言うと、県の担当者はこう答えたのです。「避難計画は原発ができてから考えます」と。これには本当に驚きました。海を埋め立ててしまってから、「やはり十分な避難計画は作れませんでした」と言われても、埋め立てた海は元に戻らないのですから。

今回ようやく水戸地裁で、「十分な避難計画が整

えられない限り、原発の運転は認められない」と判断されたわけで、それは全国の原発の再稼働だけでなく、上関のような新規の原発の建設にも当てはまるはずです。その意味で、今回の水戸地裁の判決は、これから他の原発訴訟にも必ず良い影響を与えることになると思います。(もちろん、避難計画以外の住民側主張がすべて退けられたことは問題ですが…)

ただ1つ、今回のこの判決の報道で気になったことは、東海第2原発の半径30キロ圏内は94万人が住む人口密集地帯であり、事故の影響は首都圏にまで及ぶということばかりが強調された点です。一方の伊方原発の周囲には、人口数10人の小さな島々も浮かんでいます。人口密集地でも過疎地でも、命の重さは同じです。特に島はお年寄りが多く、道幅は狭く、避難の際に天候が悪ければ船もヘリコプターも使えません。そんな地理的条件のもと、たった一人でも避難できない人がいるならば、原発は造るべきではないはずです。そんなことも考えさせられた、今回の2つの裁判の判決でした。



今、春たけなわの瀬戸内では、マダイ、サワラ、メバル、シラス、アサリなどの魚介類や、ヒジキ、アオサ、ワカメなどの海藻類が旬を迎えています。この豊かな自然に守られた暮らしをそっくりそのまま次の世代へ手渡すため、私たちは引き続き本訴の方で闘っていくつもりです。

(2021年4月18日)

(写真は2021.3.18 広島高裁前 いずれも那須さん撮影)

広島県三原市で建設が進む 「本郷処分場」(安定型産廃)に対する取り組み

環瀬戸内海会議幹事 岡田和樹

住民と民意を無視する業者計画と行政審査

2020年4月23日、広島県は、4万3千人の反対署名をはじめ、三原市2本と竹原市1本の計画に懸念を示す議員全員一致での請願・500通を超える意見書・多数の要望書など、多くの住民の民意を無視し、水源に産廃最終処分場の計画を許可した。この計画は、住民の知らないところで、12年頃より、産廃業者と一体の宗教法人が土地の買収をしたところから始まる。18年4月28日には、産廃業者であるJAB協同組合（東京）が「本郷処分場」計画申請書を広島県へ提出し、広島県の審査が始まる。

法に則り書類が整えば、許可せざるをえない！？

広島県は当初より、一貫して書類が整えば、許可するという立場をとってきた。当地が三原市民と竹原市民の多くの水道水源であることや、直下の井戸水のみで生活する住民への影響、農業者や漁業者の訴え、地盤の脆さ、18年西日本豪雨での土砂災害の実例、業者の悪質性、安定型処分場の汚染の歴史など、住民の不安や意見は計画の審査には反映させなかった。いのちよりもなによりも、産廃処分場と「捨てることで成長を続けてきた産業」を広島県は優先させた。

住民が先頭に立ち行政や政治を引っ張っていく

本来は、私たち住民の盾になるはずの行政や政治は、住民のいのちを守る糸口を見つけることもできず、反対する住民に法律を守る立場の説明を繰り返した。ちなみに広島県は最終処分場の数が全国ワースト3位である。しかし、私たち住民はあきらめなかった。たとえ法律に則って許可されようとも、いのちを脅かすものを絶対に許すわけにはいかないし、安心して飲める水も、子どもたちに引き継ぐふるさ

とも、豊かな自然もあきらめることはできない。

大切なものを、一步も諦めなかったことが勝訴へ！

私たちは、止めるための取り組みを続けながら、許可がおりることを察知し、裁判への取り組みを進めた。多くの住民とともに517人の原告団を立ち上げ、7人の弁護団とともに20年6月8日、広島地裁に建設差し止めの仮処分を申し立てた。これまでの膨大な資料の検討をはじめ、現地調査、私たち住民みずから先頭に立ち多くの問題に立ち向かっていった。そして21年3月25日、広島地裁は、①操業時に有害物質を完全に除去することが出来ないこと、②現地の地盤が水を通しやすいこと、③直下の井戸水生活者に影響が及ぶことを認め、「処分場の建設・使用・操業を差し止める」命令を出した。

止めるだけではない。さらにその先へ！

現在工事は中断し、JAB協同組合側は異議申し立てを出しており、仮処分は続いている。さらに本裁判での闘いもこれから長く続いていく。しかし、私たちの取り組みは産廃処分場を止めることだけではとどまらない。私たちの度重なる取り組みを受け、三原市は水源保全条例制定へ向けて動き出した。また、県内の他の産廃問題の現地住民ともつながり、これまで積みあがった知識と力を共有し、汚染の実態を明らかにし、行政指導を導いた。そしてさらにその先は、県条例制定や、国の廃掃法を改正すること、消費し捨てることで成長を続けてきたこの社会を変えていくことが出来たらと思う。

(2021年4月14日)

岡田和樹：本郷処分場建設差し止め原告団・
応援団 三原・竹原市民による産廃問題を考える会 有機農家・水辺教室講師

本郷産廃場 差し止め

「命守った」喜び爆発

三原・竹原の住民 万歳繰り返す

三原市本郷町南方でJAB協同組合（東京）が建設している産業廃棄物の最終処分場を巡り、広島地裁は25日、建設と使用、操業を差し止める仮処分を決めた。「命と暮らしを守った」「子や孫に安全な土地を引き継ぐ」。申し立てた三原・竹原市の住民は、広島市中区の地裁前で喜びを爆発させた（22面関連）。

（山田英和）



広島地裁前で最終処分場の建設などの差し止め決定を喜ぶ山内さん（手前左）や住民たち（広島市中区）

2021. 3. 26 中国 21 面 地域版

広島地裁、
本郷産廃場建設差し止め

午後2時すぎ、決定文を受け取った住民代表の山内静代さん（72）は「竹原市東野町Ⅱが右手を大きく振って地裁前に駆け寄ると、

集まった約50人に笑顔が広がった。石森雄一郎弁護士が「容認決定」の紙を掲げると歓声が上がり、住民たちは万歳を繰り返した。

その後、同区で報告集会を開催。「命の水と古里を何としても守りたい一心だった」と山内さん。設置許可を出した県に対し「計画がずさんで住民は不安だと訴えたが、冷たくあしらわれた」と憤った。

決定では申し立てた517人のうち現場近くの井戸水を使う9人の訴えだけが認められた。訴えを退けられた農業吉田憲作さん（72）は「三原市本郷町南方Ⅱは「農業への影響を危惧している。子や孫の世代が安心して暮らせるよう闘い続ける」と意気込んでいる。



∞ こらむ ∞

2019年7月の参議院選挙広島県選挙区では空前絶後、半世紀以上前の国政選挙で常態化していた買収が発覚した。高額な選挙資金（その大半は政党交付金＝税金だ）を自民党本部から得て河井案里が当選した。その後買収が発覚し、公選法・政治資金規正法等で起訴され、一審判決を待たずに、夫の河井克之衆議院議員ともども辞職した。

三原市の前市長は河井側からの買収金を受け取った一人であった。本郷産廃処分場事業者からの疑惑を招く金銭授受は、前市長・河井夫妻ともどもなかったのか、疑念が残る。（松本宣崇）

産廃処分場 建設差し止め

広島・三原地裁が仮処分決定

広島県三原市でJAB協同組合（東京）が建設を進める産業廃棄物の最終処分場について、広島地裁（藤沢孝彦裁判長）は25日、建設と操業を差し止める仮処分決定を出した。地元住民517人による申し立てのうち住民9人の建設にあたって、同組合は「平穩生活権」を侵害する恐れがあると判断した。残りの住民の申し立ては却下した。

周辺を調査して住民に説明する必要があるのでに地盤の透過試験などをしていないと指摘。「健康被害への不安を払拭するために十分な調査を尽くしていない」などとして井戸を使う住民9人の平穩生活権を侵害する恐れがあると認めた。住民らは県に対し、建設許可の取り消しを求める行政訴訟を起こし同地裁で係争中。（西晃彦）

2021. 3. 26

朝日 33 面社会面

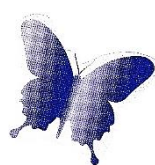
広島・三原

産廃処分場

建設差し止め

地裁が

仮処分決定



全国初の訴訟

発電所の構造を争う！豊島太陽光

[illegible]

2021. 2. 4 撮影 ほぼ完成している発電所

◆ 太陽光発電所は止まらない！

誰も確認しない太陽光発電所！

2021年3月16日、豊島太陽光発電所は売電を開始した。俗に太陽光発電所は止まらないという。そのカラクリは、とても簡単な事だった。

FIT 法は決められた単価での買取を保証する法律でしかない。実際の発電所は、電気事業法に基づいて建設される。ところがその電気事業法において、2000kW に満たない発電所については、法に従って建設したことを自主確認し、関係資料を保存することが義務付けられているだけで、どこにも提出して確認を受ける義務はない。そこで、設計や強度計算を行わず、現場合わせで施工してしまい、風水害により崩壊するという事例が後を絶たない。事実、FIT 法制定後、全国で太陽光発電所の事故が多発している。造成地の崩落流亡、破損、飛散…もちろん地域住民に開示する義務もない。(最も開示されても、ほとんど読解できない)

◆ 豊島事案の特殊性！

2021年1月8日、豊島2自治会は発電事業者を相手取って、「建設差し止め訴訟」を提起した。ところが、訴訟提起を受けて、工事が突貫体制に移行したため、1月18日「建設工事停止」の仮処

分申立を行った。

その手掛かりは、事故の発生を懸念する住民に対して示された A4 一枚の「強度計算書」という紙切れだった。これで、発電業者は墓穴を掘ったのである。

◆ あら！なんにもかもデタラメだ!!

発電業者は住民との争いの中で、お粗末な書類を僅かばかり出してきた。しかし…

事前調査（適地の選定・地盤調査）

盛り土造成工事・排水計画・排水対策

荷重計算

設計及び強度計算

・使用パネルの選定 ・架台の設計・強度計算

・基礎の設計・強度計算 ・地耐力の確認

殆どやっていない。「これは確かにちゃんとやっている」と読めるところなど皆無に等しい。

◆ 裁判の壁！被害とは何か！

違法な構造物であることはほぼ間違いない。とはいえ違法だからと言って訴えることは出来ない。周辺土地の登記を調べ、地主を探し出して、他県にまで足を運んで地主を説得すると同時に、原告になる自治会（地縁法人）で、代議員会及び総会

を開いて、土地を買収した。そして自治会が民法上の「将来の被害予防請求権」を確立するのに半年かかった。必要訴訟要件の確立作業である。

◆ 裁判所の壁！合議体を勝ち取る！

裁判所の門を叩いて「裁判を起こしたい」と告げたとき、笑顔の書記官から穏やかに断られた。

裁判所は弁護士をつけない「本人訴訟」を嫌う、門前払いというやつだ。それでも手続き方法と金額を確認して訴状と疎明資料の作成にかかった。訴状およそ二万五千字、疎明証拠書類およそ千頁超、そして訴訟手数料千円也。

一般的に、地裁事件は単独体である。しかし、本人訴訟であるにも関わらず、受理と同時に3人の裁判官による合議体の獲得に成功した。裁判所がこの裁判を本気でやる必要性を認めたのである。

現在では準備書面を含め、主張は五万字を超え、追加疎明証拠書類も、さらに五百頁を超えている。



訴状と疎明資料

◆ 専門性の壁！

この規模の発電所では、法律上定められているにもかかわらず、事業計画の強度計算や設計を行わないことも多い。行っただとしてもこうした書面が目の目を見ることはない。どこにも開示や提出する義務がないからだ。当然、技術面が争点になる例もない。従って、今回のこの裁判は全国初となる。しかし余りにも専門的な領域になってしまう。

いまでは、裁判所に通う2人の自治会長は、裁判所職員とすっかり顔なじみである。

先日、審尋（仮処分手続き）の後、書記官が『豊島太陽光発電所の問題点の読み方』なんて解説書

が参考書、どこかに売ってないですかね！」とつぶやいて、笑った。



太陽光発電用造成地に入る亀裂の航空写真
造成地のせん断破壊と滑動、液状化、不同圧密沈下の原理などを説明する資料の一つとして用いた。

一方で京セラ・シャープなどの太陽光モジュール製造大手に「安全率」などの照会をかけても言葉が濁す。経済産業省保安監督部も、メーカーが言葉を濁すことを察している様子。この手の日本のJIS規格はIEC国際基準に準拠しているので英語の原文にも当たる。どうやらこの国の病巣は深刻そうだ。

こうした住民の主張に対して、被告は現時点では科学的、合理的反論は殆ど出せていない。

現状では裁判官の心象は住民側にあると感じているが、裁判官が確信をもって合議に至るには、本当に解説書を数冊出版するほどの証拠収集と主張書面がさらに必要になりそうである。ここを乗り越えられるかどうかがこの裁判の鍵を握る。

◆ 先例として

この裁判で「違法」の認定が下れば、その時点で発電所の使用及び売電は停止される。また、発電施設の移転（撤去）を視野に入れた産業保安監督部による行政指導が入る。また、経済産業局は「他法令違反（電気事業法違反）」によるFIT法認可取り消しの検討対象とする。そして、この規模の発電所の建設にかかわる制度そのもののあり方を再考する先例になるものとして注目している。

（2021年5月13日）

※紛争が終結した時には、この国の太陽光発電の問題点を改めて整理していきたいと考えています。

2020 年 12 月 15 日 県に署名を提出しました

..... 残土処分場を考える とべの会共同代表 土居立子



写真左、土居立子さんと支援する同右、松尾京子さん

「そんなことをしたら、オオノ開発の営業妨害になる。」

「そんなに話が聴きたいんやったら、あんたが地元の説明会

に行行って聴いたらいいやろ！」と町長。昨年 2 月 20 日、町として残土処分場問題に真摯に取り組み、「砥部町全体で説明会を開くように！」と、町長に話をしに行ったときの回答がこれで、私は怒りを抑えることができなかった。

愛媛県砥部町のスキー場跡地を、建設残土処分場にする計画。2019 年 11 月 6 日、オオノ開発は県に許可申請を出した。(2020 年 5 月 25 日、一旦申請を取り下げる。)

昨年 1 月、残土処分場計画に疑問を持った町民数名と武井たか子県議とで、“残土処分場を考えるとべの会”(以下「とべの会」)を結成し動き始めた。理由は、①事業者がああ悪評高いオオノ開発であること ②農業用水が汚染される可能性があること ③満穂地区には、既に他社の残土処分場があること、などだ。

当初町議や町長は「県が許可を出すのやから、町には権限がない。」と我関せず。オオノ開発の地元説明会は、満穂地区(戸数約 25)と川登地区(戸数約 90)、そして農業用水組合の土地改良区、のみで開かれ、町民のほとんどはこの計画の存在すら知らない。しかし残土処分場の水は、砥部町を縦断している砥部川に流れ込むので、一部の地域だけの問題ではないのだ。

そこで「とべの会」は、残土処分場計画を知らせるチラシ約 7500 枚を、4 月末から 1 ヶ月かけ、全戸配布した。地元説明会にも参加し、区民や区長さんに話をしに行った。そこで、「もうこれ以上ゴミ捨て場はいらん！」と思いながらも、声を上げ

にくい過疎地の状況を知った。

「とべの会」は、地元区民が声を上げやすい状況を作るため、「署名を集めよう！」と決めた。「大変やなあ」という思いで始めたが、10、11 月の 2 か月間で、町民 2986 筆(町民の 15%)を含む 5034 筆を集め、県に 12 月 15 日提出した。署名運動中に思いがけず、満穂地区と川登区長がそれぞれ、町議会に陳情書を提出した。地元地区が声を上げたことは大きい。お互いに良い影響を与え合い、相乗効果を生んだと思う。



2020 年 12 月 18 日、砥部町長に署名提出を報告し、要望書を提出しました。

12 月 18 日、町長に署名提出の報告をしに行った。そのとき町長は「あそこに 2 か所は無理やろ！(2 つ目の残土処分場を造るのは難しい)」と言った。2 月と比べ、町長の態度も確実に変わったように思う。そして署名提出後に実施した町議への公開質問状では、全員が反対で、賛成議員は 1 人もいなかった(未回答議員が 1 名)。私たちの行動が、町長と町議の言動を変えたのではないか！

油断はできないが、しばらくはオオノ開発も申請を出せないだろう。ポスティングや署名で一緒に回った仲間たち、署名を集めて下さった方々と、廃棄物問題の大先輩である環瀬戸のみなさん、学習会の講師を引き受けて下さった末田一秀さんに感謝！！ 今後ともよろしくお願いいたします。

(2021 年 4 月 17 日)



瀬戸内の「海」を見つめて



..... 環瀬戸内海会議幹事 井出久司

今、瀬戸内法を改正し下水道の水質基準を緩和しようとしているが、議論、研究ともに不足で時期尚早だと考える。日頃、瀬戸内海を観察している経験から少し述べてみたい。



2018. 6. 15 呉市長浜の生物調査で（撮影：阿部悦子）

近年、瀬戸内海の漁業水揚げの減少のうち、底ものと呼ばれる底生性魚介類の減少が著しい。中でも二枚貝類は壊滅的、甲殻類は激減しており、原因は干潟の埋め立てに端を発した海中の有機物分解機能の喪失による。これが赤潮に始まり、近年では青潮や貧酸素水域の元凶である。赤潮は下水道の普及により富栄養化に歯止めがかかり減少したが、代わりに青潮と貧酸素水域の問題が浮上している。これは、海底の有機物の分解が生物的ではなく化学的に行われ、水中の酸素が使われるために起こる。原因は、埋め立てによる生物的分解機能の喪失であろう。

下水道の水質基準を緩和して海中の栄養塩類を上げるという瀬戸内法改正の理由として上げられているのが、養殖ノリの色落ちの原因が海中の栄養塩類の不足だが、必ずしもそれだけが原因とは言えず、議論不足であると考え。私は養殖業者ではないのでノリには詳しくないが、毎年ワカメやヒジキ、アカモクなどを採るため、ノリとよく

似た生態の海藻の状況は知っている。ヒジキは、かつては1月に既に約1メートルにまで成長していたが現在では1月に3～40cmが精々である。ワカメはそういう変化はないが、ノリ同様に色落ちし、品質の低下と生産量の低下が著しい。原因を考える時に、ワカメの生える場所が垂直的に下に移動していることに注目したい。私が毎年採る場所では、この5年の間に垂直的に1m以上深い場所でないといえなくなった。原因は水温の上昇ではないかと考えられる。かつてはワカメが生えていた場所は現在、石灰藻だけが繁茂する磯焼け現象を呈している。磯焼け現象の原因も海水温の上昇だと言われている。ワカメやのりの色落ちに栄養塩類の不足が影響してないとは言わないが、水温の上昇の方がより大きな影響があるのではないと思う。栄養塩類の不足も、その元凶は埋め立てによる海中の分解機能の喪失であろう。更にはダムによる河川からの栄養塩類の補給の低下も加わるだろう。原因は単純ではなく、複合的である。従って、瀬戸内法の改正で下水道水質基準を緩和するのは議論、研究不足で時期尚早だと考える。結論ありき、経済優先の議論ではなかったか、自然目線、生物目線で議論がなされなかったのではないか。瀬戸内海の状況は既に環境再生のギリギリの時期に来ている。

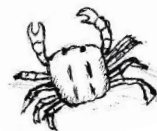
よって、未来にこのかけがえのない豊かな環境を守り引き継ぐためには、あくまでも自然優先の生物目線で議論が求められる。日本政府の、これまでのような経済優先の結論ありきの決定であってはならない。瀬戸内海は、住民のみならずそこに生きる全ての生物の故郷であり宝物なのだから。

(2021年5月15日)





今年もやいます 海岸生物調査 ぜひ、ご参加・ご協力を



環瀬戸内海会議が、瀬戸内海沿岸の生物調査を開始して20年目になります。今年も瀬戸内海沿岸各地の海岸生物調査を実施したいと思います。

皆様に「足元の海」の生物調査の実施をお願いしたいと思います。ぜひご協力をお願いします。



2018. 6. 15 呉市長浜海岸で藤岡先生の調査を継承

故藤岡義隆さんは1960年代から半世紀にわたり、呉市周辺の海岸生物の種類数の経年変化を調査してきました。このような調査の公的報告は一つもなく藤岡さんの調査データは他に類のない貴重な資料で、環境省の環境政策立案の基礎資料となっています。私たち環瀬戸内海は会の最重要課題・生物調査の最重要地点として藤岡さんの調査を引き継いでいきたいと願っています。

また、私たちが今暮らす地域の「足元の海」の生物調査の集積が海の環境を守り育み、環境毀損へ

の警鐘になると確信しています。ぜひご理解頂き、ご参加・ご協力をお願いします。

各地の海岸生物調査

◆ 松山市白石鼻海岸

8月8日(日)

問合せ：大野恭子 090-8283-7018

◆ 呉市周辺(広西大川・長浜・戸浜を予定)

8月9日(月)～10日(火)

問合せ：湯浅一郎 090-7126-1837

* ご参加希望の方は、問合せ先にご連絡下さい。

集合時刻・場所等をお知らせします。

講演会

「生物多様性・脱軍備で社会変革を」

—生物多様性から瀬戸内海の環境政策を見直す—

お話 湯浅一郎さん(環瀬戸内共同代表)

日時：8月7日(土) 13:30～

会場：愛媛県総合社会福祉会館 4F 視聴覚教室

(松山市持田町3-8-15 ☎089-921-5070)

問合せ：大野恭子 090-8283-7018

2021年度会費のお願い

年会費(一口)個人 4,000円 団体 10,000円 — 何口でも可 —

環瀬戸内海は主に、皆様の年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願いします。

環瀬戸内海会議は31年目に入りました。会費のお納めをお願いします。カンパ熱烈大歓迎です!!

アジサイの花芽

瀬戸内トラストニュース第75号 2021年5月25日/発行責任者 松本宣崇
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県)携帯 090-3783-8332 湯浅 一郎(東京都)

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで